

滋賀DC観光コンテンツ創出事業事務局運営業務委託 公募型プロポーザルにかかる質問と回答

R8.3.5
滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン
推進協議会事務局

No.	質問要旨	回答
1	想定される申請件数についてご教示いただきたいです。	50件以上を想定しています。
2	想定される、申請及び実績報告に必要な提出書類についてご教示いただきたいです。	補助金交付申請および実績報告に必要な書類については、仕様書に添付している補助金交付要綱案第7条および第12条でお示ししている通りです。 なお、当該交付要綱案は、現時点の想定であり、契約締結時を目的に滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会で正式に制定する予定です。
3	仕様書p4 /5 委託業務の内容/(1)事務局の設置期間 4行目「人員配置に当たっては、事務局運営業務内容全般を統括する業務統括責任者1名を置くこと。また、観光コンテンツやお土産品等の開発に関し十分な知見を有するスタッフを配置すること。」について 業務統括責任者は社員限定でしょうか。また、業務専任、常駐が必要でしょうか。 業務閑散期が見込まれる時期のスタッフは週3日、波動勤務などは当方で設定は可能でしょうか。	一点目、受託者が適切に管理・監督できる場合は業務統括責任者は必ずしも社員である必要はありません。なお、業務の再委託をする場合は事前に委託者の承認を得てください。 二点目、業務統括責任者は業務専任、常駐の必要はありません。 三点目、業務の繁閑に応じスタッフの勤務状況を柔軟に設定することは可能です。 ただし、上記のいずれの場合も、業務遂行体制図を委託者に提出し了承を得たうえで、事務局運営に支障がない範囲で行ってください。
4	事務局が事業者に対して補助金を支払う際に生じる、振り込み手数料について、これは事務局負担となりますか。	補助対象事業者に対し補助金を支払う際に必要な振込手数料については、事務局運営経費に含めてお見積りください。